

共済金支払認定

1 死亡弔慰金

- 死因を問わず、すべて支払対象になります。

2 住宅災害見舞金

■ 火災による損害

共済の目的としている住居の建物が、火災・破裂・爆発・航空機の墜落・車両の衝突・その他の不慮の人為的災害・落雷により損害をこうむった場合

- 1 その他の不慮の人為的災害とは、
 - 1 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損壊
 - 2 同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故に伴う、漏水・放水・溢水による水ぬれ損害
 - 3 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に伴う、漏水・放水・溢水による水ぬれ損害※ただし、共済の目的に存在する欠陥または腐蝕、さび、かび、虫害、その他の自然の消耗等に起因する損害は対象となりません。
 - 4 その他の突発的な第三者の直接加害行為で、損害額が5万円以上のもの
- 2 火災等による損害には、消防または非難に必要な処分を含みます。
 - ◆ 全焼・全壊……………建物の延面積の70%以上損害があった場合
 - ◆ 半焼・半壊……………建物の延面積の20%以上70%未満の損害があった場合
 - ◆ 一部焼・一部損壊…建物および家財に、2千円以上の損害があり、損害割合が20%未満の場合
損害の程度が5%未満の場合は5万円が実損額のいずれか少ない額。

■ 自然災害による損害

共済の目的としている住居の建物が、自然災害（落雷を除く）により、損害をこうむった場合

1 自然災害とは

- 1 風水害等 暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪、降ひょう
- 2 地震等 地震、津波、噴火をいいます。
 - ◆ 全壊・流失……………建物の延面積の70%以上損害があった場合
 - ◆ 半壊……………建物の延面積の20%以上70%未満の損害があった場合
ただし、床上浸水、床下浸水は除く。
 - ◆ 一部損壊……………建物の損害額が20万円を超え、損害割合が20%未満の場合。
 - ◆ 床上浸水……………床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合。
床面以上に土砂が流入した場合を含む。

3 傷病見舞金

- 共済契約者が傷病により、14日以上連続して休業された場合

4 結婚祝金

- 共済契約者が結婚された場合、祝金を支払います。

5 出生祝金

- 共済契約者に子どもが誕生した場合、祝金を支払います。
双生児の場合は、出生2件として認定します。
* 死産および生後14日以内で死亡された場合は、死亡弔慰金のみ
の支払いとなり、出生祝金の支払い対象とはなりません。

6 退職銭別金

- 共済契約者が3年以上勤務し、退職した場合
* 共済契約者が死亡により退職した場合は、死亡弔慰金のみ
の支払いとなり、退職銭別金の支払い対象とはなりません。

共済金申請手続

- ◆ 死亡・住宅災害・傷病・結婚・出生・退職銭別金は、共済金申請書を支部に用意してありますので共済金申請事由を明記し必要添付書類を添え、労組（支部執行委員長・分会長）を通じて事務センターに提出してください。

【必要添付書類】

1 共済契約者死亡

- 1 医師の死亡診断書または死体検案書の写

2 住宅災害については、共済物件所在地の各都道府県労済と協同調査を行ない、被災割合の認定をします。

- 1 罹災証明書（市町村で発行）・業者の領収書（見積書）の写、現場写真。※火災共済加入者は、調査認定書類の写。

- ◆ 退職銭別金は、退職される契約者の勤続年数を支部で調査しお支払い致します。
- ◆ 共済金受取人が支払い事由の発生した日の翌日から3年間怠ったときは、時効により共済金請求権はなくなります。